

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス

柴野浩樹

キーワード

ローマ軍 下士官 プリンキパレス インムネス

はじめに

元首政期のローマ軍が複雑な内部構造を有していたことはよく知られている。とりわけ、一般兵士と百人隊長の中間には、一見奇異に映るほど膨大な数の役職が、一定の階級序列 (Rangordnung) にしたがって配置されていた。これららの役職は大きく二分され、それぞれプリンキパレス (principales) やインムネス (immunes) といふたつの総称のうちにまとめられていた。このふたつのグループは、百人隊長位の下に位置づけられているゆえに、今にちの研究では一般に「下士官階級」に相当するものとして理解さ

れることが多い⁽²⁾。そこから必然的に、経験を積んだ兵士としてのイメージが強調されている。

プリンキパレスとインムネスには、後に史料でも見るよう、百人隊の軍旗手や軍団の鷺旗手、百人隊長の副官、伝令兵といった、部隊運用に必須の役職から、例えばザック製造役や屋根葺き役といった、そもそも軍団の恒常的な役職とは考えにくいものまで、非常に雑多な役職が含まれている。これらの役職のうちあるものについては、優に共和政中期にまで遡って確認されるものがあるが、その反面、軍隊用語としてプリンキパレスとインムネスの語が史料上に初めて確認されるのはいずれも下つて後二世紀前半のこ

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス

(柴野)

とである。それゆえ、役職の方が時代的に先行しているのであって、プリンキパレスとインムネスがそもそも雑多な諸役職を束ねるための「階級」であったのかさえ、自明のことではない。

つまり、プリンキパレスとインムネスのローマ軍制における位置づけは、これを「下士官階級」として一言に片づけられるほどに単純ではない。それに對し、共和政期以来の政治・軍事制度であるケントウリア制度を受けついで百人隊(centuria)を指揮する百人隊長(centurio)、最高司令官である皇帝の代理(legatus)として軍團を指揮する軍團長(legatus legionis)、やはり共和政期のトリブス制度の名残として軍團長の高級幕僚をつとめる軍團副官(tribunus militum)、いれらのポストはいずれも、その軍制における階級的位置もその職務も自明である。これらとプリンキパレスないしインムネスを同列に論じることはできない。

最近、プリンキパレスとインムネスのなかでも特定の役職について、とりわけ軍團を離れて行政分野で活動したベネフィキアリウス(beneficiarius)やフルメンタリウス(frumenterius)などについて、研究者の関心が集まってきた⁽¹⁾。その際、こうした役職がそもそも軍制に占めた位置について、十分な配慮がなされないことが多く、たいていはその「下士官」としての、つまり練達した兵士として

の性格がア・プリオリに想定されている。それゆえ我々は、個々の役職に注目するよりもまず、その總体としてのプリンキパレスとインムネスについて、軍制上の定義を試みておく必要があると言えよう。

ところが、プリンキパレスとインムネスは、百人隊長と比べるとあまり注目されてきたとは言えない。たしかに百人隊長位は一般兵士が望みうる事實上の最高位であり、その部隊における重要性と社会における高い威信ゆえに、当然注目に値する。けれども、百人隊長に力点を置くこれまでの見方は結果的に、それより下位の階級を「百人隊長位へと近づくための階梯」という程度の位置づけに収斂させてしまった。プリンキパレスとインムネスはともに、多くの役職から成り立っている。一般兵士がどのような順序でこれらの諸役職を歴任し、最終的には百人隊長位に達したのか、これがプリンキパレスとインムネスに対する従来の研究の基本的な態度であった。我々はすでに、そこに含まれる諸役職のカタログと、百人隊長位に至るまでの一般的な昇進パターンの双方について、かなりの知見を有している。反面、このような研究動向にあつては、そもそものプリンキパレスとインムネスを軍制上にどう定義するのかという觀点は、これまでの研究から決定的に欠落してしまった。本稿はその欠落を多少とも埋めようとするものである。

一 「将校」「下士官」「兵士」の概念とローマ軍制

今にちでは一般に「下士官」として理解されるプリンキペレスとインムネスについて、その軍制上の位置を検討するには、まずローマ軍制の基本的な構造を理解しておく必要がある。

ローマにかぎらずいつの時代でも軍隊は、大きく分けて「将校（士官）」と「兵士（兵卒）」というふたつの階級から成り立っていた。ふたつの階級の境界線は非常に厳格であつて、通例、兵士が昇進を重ねても将校に至るのは不可能であるが、たゞ可能であつても稀である。そのなかで、一般的な歴史概念としての「下士官」とは、とりわけ軍隊将校職の買官制が発達した一六〇—一九世紀の歐州諸国で見られたように、國家官職として国王の任命状をもつて任官される将校（尉官以上）と異なり、現場の各将校が責任主体となつて国王の任命状なしに任官した階級のことである（伍長・軍曹・曹長に相当）。それゆえ英語では文字通り non-commissioned officer (NCO) と呼ばれている。彼らは将校と兵士の中間に位置し、兵士から成る最小の作戦行動単位（班）を指揮したが、先の二階級区分では明確に兵士の側に属し、将校へのさらなる昇進を遂げることはまずありえなかつた。

ローマ軍もまたその歴史を通じて、将校と兵士のふたつの階級から成り立っていた。ことに共和政期ローマ軍の場合には、このふたつの階級はそれぞれ、市民によつて選出された公職者 (magistratus) と、公職者が所定の手続きに則つて召集した市民兵とに対応し、それゆえこの二階級区分けはすぐれて自明のことであつた。将校はコンスルとプロエトルを頂点に、次いで軍團副官（トリブヌス）から構成され、他方、兵士 (miles) はハク一般の兵卒から、召集された兵士集団を母体として内部選抜される百人隊長 (centurio) までを含んでいた。

この点について、マリウスの「軍制改革」以前のローマ軍制を詳述したポリュビオスは、軍團の編成手順を次のように説明している（第六卷一九〇—二五章）。それによると、軍事的危機に際して最高司令官であるコンスルは、（ハ）では全四個軍團として）まず二四名のトリブヌスを任命し、各軍團に六名ずつ配分する。このコンスルヒトリブヌスは軍の将校であると同時に、ローマの公職者でもあつた。それから、兵員名簿に基づいて市民から兵士を召集し、彼らを所定の手順に則して各軍團に配分する。その後、各軍團内で召集された市民兵のなかから百人隊長らの選出が行われる（二四章）。まず、六名のトリブヌスが「手柄を加味して（都合六〇名の）百人隊長 (taxiarckhos = centurio) を

選出する。⁽⁸⁾「今度はまた、彼ら（百人隊長）自身がそれぞれ同数の百人隊副官(*ouragos* = optio)を傍らに選び出す。⁽⁹⁾この百人隊二個が束ねられて中隊が編成されると、「それから、彼ら（百人隊長）自身が各中隊⁽¹⁰⁾とに残りの兵士から、もつとも力がありわざと勇敢である男二名を軍旗手(*sēmaiphoros* = signifer)に選出する。」同様の手順で騎兵隊が編成される。ローマ軍の編成が完了する。

公職者として選出されるコノスルとトリブヌスとは別に、百人隊長以下の階級は均質な市民集団からそれぞれ、百人隊長はトリブヌスによって、百人隊副官と軍旗手は百人隊長によつて、編成の度にその都度選ばれていたことが判る。ちなみに、この百人隊副官と軍旗手は、元首政期にはプリンキパレスに含まれていた。この選出過程の違いに、「将校」と「兵士」の二階級区分の境界線があつたのであり、実際、軍隊の職業化が進んだ共和政末期においてさえ、百人隊長から上位の将校階級へと昇進した事例はほとんどなかつたのである。百人隊長は本来、一般的な歴史概念との整合性を重視するならば、完全に「下士官」の範疇に適合した。この原則は元首政期の軍隊にも本質的にはあてはまるが、この時代の百人隊長は最下級の将校と同等かそれ以上の俸給額を受け取つており(兵卒の五～二〇倍)、さらにその任官では明らかに皇帝の判断が最終決定をなしたと考えられ

ることから、共和政期とは比較にならないほどに将校的性格を強めたと考へてよい。現実に、百人隊長から上位の将校への昇進階梯が制度的に準備され、また、本来であれば将校階級の軍歴を歩むべき騎士身分の若者が自ら望んで百人隊長として入隊する事例が見られるなど、百人隊長位は二階級区分の境界線をまたいで将校階級のうちにその位置を占めた。しかし、百人隊長は依然「兵士 miles」の範疇に含まれており、兵卒が現実に期待しうる最高位は百人隊長位までであった。元首政期の百人隊長は、厳密な階級序列と昇進階梯の点では共和政期と同じく兵士階級に属つても、実質的には将校に比肩する存在であつたことになる。この二階級区分の文脈においてプリンキパレスとインムネスが「兵士」の範疇に属したことは、後三世紀半ばでも碑文史料中に軍人が、例えば miles beneficiarius などのよう、自らが就いたプリンキパレスないしインムネスの役職名を「一般兵士 miles」や「一般騎兵 eques」と併記している事例があることから明らかである。さらに、後に見るように、古代末期の軍事著述家ウエゲティウスは、プリンキパレスについての節(第二卷七章)で milites principales を明記している。

い)」に注目したいのは、プリンキパレスとインムネスがいわゆる「下士官」に相当したのか、どうい)にある。

この「下士官」という歴史概念は、プリンキパレスとインムネスの定義を試みる際の物差しとして、一定の有効性があると思われる。この観点から問うべき第一の問題は、さらなる昇進可能性如何である。もつともこれについては、一般兵士から百人隊長にまで昇進した者の多くは、プリンキパレスないしインムネスの役職を最低ひとつは歴任していたことを指摘すれば事足りるだろう。つまり、それ以上は昇進できないといふ「上限」ではなかつたということである。第二に、一般兵士との関係である。いわゆる「下士官」とは、小部隊であれ兵士集団からなる部下を率いる指揮官であり、したがつて一般兵士にとつての「上官」であつた。このような概念がプリンキパレスとインムネスにあつてはまるのだろうか。第三に、その任官を命じた責任主体はどこにあるのかという問題がある。元首政期には百人隊長位への任官は皇帝の裁可を必要としたが、プリンキパレスとインムネスの場合はどうであったのか。以下、本稿ではこの第二と第三の問題に一定の答えを出すことで、我々の課題に少しでも応えることにしよう。

具体的な検討の手はじめに、当のローマ人自身がプリンキパレスとインムネスをいかに定義していたのか、それを探すことから始めたい。実のところ、直接関係する史料はプリンキパレスとインムネスについて、それぞれひとつずつあるにすぎない。インムネスについては後二世紀後半の法学説、プリンキパレスについては古代末期の軍事著述家ウエグティウスの一節だけである。問題は、その定義が非常に漠然としていることである。以下、少々長くなるが全文を訳出して検討してみたい。

まずインムネスについては、タルンテヌス・パテルヌスの法学説にその定義がある。パテルヌスは軍法の専門家で、マルクスとコンモドウス両帝の下で近衛長官であつた。彼は次のように述べる。⁽¹⁾

ある兵士たちには、彼らの立場がいつそう重い雑役からの免除を与えている。以下の者たちがそうである。測量官、病院副官、医療役、ザック製造役、堀を掘削する工人、獣医、建築士、船手、船大工、投射兵器製造役、鏡製造役、工人、弓手、銅鍛冶、雌牛像彫像役、荷車製造役、屋根葺き役、刀工、水道監督役、ラッパ製造役、法螺製造役、弓製造役、鉛工、鉄鍛冶、石工、石炭を乾かす者たちと木材を伐採する者たち、木炭を切り出しうる者たち。これと同じ部類には、以下の者たちが含まれるのが習わしである。屠殺役、獵士、供儀補助役、工場副官、病人

二 古代史料におけるプリンキパレスとインムネスの定義

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス

(柴野)

に仕える者たち、さらに、(他の者に技術的)教授も可能な書記役、穀倉担当の書記役、預託金担当の書記役、所有者不在地所担当の書記役、首席吏員補佐役、馬丁、研磨役、武器管理役、触れ役、ラッパ手。それゆえ、彼らはすべてインムネスに含まれる。

ここでインムネスを定義するのは事実上、最初の文と最後の文だけである。すなわち、「立場 condicio」やえに「雜役からの免除 uacatio munerum」を与えられた兵士がインムネスだ、と述べているにすぎない。この munus とは「義務」を意味する一般名詞であるが、軍隊においては、軍營の造営、各種工事、歩哨など、一般兵士が日常の軍營生活で果たす様々な「雜役」を指す語でもあった。⁽¹⁵⁾ そもそも、immunes とは munus から自由であることを意味する形容詞である。中間部分には、一見して微細で雑多な役職名が列挙されているが、これらが最初の文が言うところの「立場」にあたる。換言すれば、ある特定の職務を果たすために他の雜役を免除されていたのがインムネスだ、ということになる。

他方、プリンキパレスについては、ウエゲティウスが次のように述べる。⁽¹⁶⁾

軍団プリンキパレスの称号と階級
軍団の古の編成を説明するために、プリンキパレス principales milites — 嚴密な言葉を用いるなら將校 principia — の称号と階級とを、現今の大簿に則して述べることにしよう。

上級軍団副官 (II 軍団長) は、皇帝の判断による聖なる書簡を通じて任命される。下級軍団副官 (II 軍団長代理) は、その働きの結果 (その地位に) 達する。ところで軍団副官 (トリップス) は、トリップスからそう名づけられている。というのは、かつてロムルスが最初にトリップスから選出したとされる兵士たちを通じて任命される。

下級軍団副官 (II 軍団長代理) は、その働きの結果 (その地位に) 達する。ところで軍団副官 (トリップス) は、トリップスからそう名づけられている。というのは、かつてロムルスが最初にトリップスから選出したとされる兵士たちを通じて任命される。

百人隊長は、戦闘において「なぜなら第一人者であるから」百人隊を指揮する者がそう呼ばれる。アウグスタレスは、アウグストゥスによつて百人隊長に編入された者がそう呼ばれる。フラウイアレスもまた、いわば第一のアウグスタレスのように、ウエスパシアヌスによつて軍団に加えられた。

鷲旗手は鷲旗を携行する。帝像手は皇帝の肖像を携行する。百人隊副官は、「指名する」と (指名されるべき者) から名づけられた。なぜなら、上官が傷病によつて動けない場合、彼らが、あたかも指名された上官代理であるかのように、全体を統括する習わしからである。軍旗手は軍旗を携行する。今にちは龍旗手と呼ばれている。伝令兵は、兵士の天幕班を通じて指令板 (の内容) を周知させる。ところで、司令官の命令は指令板によつて説明され、この命令によつて軍隊はなんらかの任務なり戦闘へと行動するのである。教練兵すなわち軍旗前衛は、彼らの働きと熟練によつて教練場における訓練の様式が

高められるがゆえに、そう呼ばれる。検地官は（部隊に）先行して軍營のための土地を選る。ベネフィキアリウスは、軍団副官の恩顧によつて昇進させられるので、そう呼ばれる。書記役は、兵士に関する業務内容を書類に記録するので（そう呼ばれる）。ラッパ手、角笛手、法螺貝手は、ラッパや青銅角笛、法螺貝を吹いて戦闘を開始するのが習わしである。二倍給兵は二倍の俸禄を受け取る。基本給兵は基本給を（受け取る）。測量官は、軍營においては兵士が幕營する土地を歩測にしたがつて測量し、また都市においては宿營を（兵士に）割りふる。二倍給の鎖首飾りを授与された兵士と基本給の鎖首飾りを授与された兵士。

純金の鎖首飾りは剛勇さへの賞与であり、この者はこれを、賞賛とともに二倍の俸禄に加えて手にすることになる。二倍給兵と一倍半給兵。二倍給兵は二倍の、一倍半給兵は一倍半の俸禄を受け取る。二倍給昇進候補兵と基本給昇進候補兵（むらる）。以上が、特權によつて守られたプリンキペレス milites principales である。残りの者は雑役負担兵と呼ばれる。それとも、彼らは雑役を果たさなければならないからである。

この文はウェゲティウス自身の錯誤ゆえに、やや判りにくくなつてしまふ。冒頭で明らかなように、彼は *principales milites* へ *principia* とを混同してゐるのである。前者が

我々が言つひいへの「プリンキペレス」、後者は古代末期には「将校」全般を指す語であった。⁽¹⁾ それゆえこの文で「上級軍団副官は tribunus maior」以下の段落と「百人隊長は

ordinarii 以下の段落は、本来 *principia* の範疇に入れられぬものであり、「鷺旗手は aquiliferi」以下の段落が我々に関係するプリンキペレスの定義となる。

先のパテルヌスの法学説同様、ここでも大半は個々の役職の列举に割かれているが、それぞれの職務はもう少し実質的に作戦行動や部隊運用に関するものとなつてゐる。しかし、例えば「書記役 librarius」が両方に挙げられていることは我々を混乱させる。プリンキペレスの具体的な定義は最後の段落だけであり、「特權 priuilegia」によつて守られた兵士がプリンキペレスだ、としている。この「特權」の内容は続く一文が明らかにする。（つまりプリンキペレスは「雑役 munera」を果たすべき「雑役負担兵 munifices」とは対置される存在なのであつて、したがつて、この「特權」とは「雑役」の免除だとこうじとなる。その前段では個々の役職が果たすべき職務が特定されていて、この点でもインムネス同様、ある特定の職務遂行と引き替えに雑役を免除されたプリンキペレス、という定義が浮かび上がる。）

この munifices ひと munus+facere やなむち「雑役を果たす」を本来意味する語である。「雑役負担兵」については、ウェゲティウスの他の一文が説明する。⁽²⁾

けれども正規の兵士である、輜重、つまり薪材・馬草・水・藁を軍營に搬入していた。實際（彼らは）これらは雜役をこなすがゆえに、雜役負担兵と呼ばれている。

「雜役負担兵 munifices」⁽¹⁾は、「雜役 munera」を果たすべき「正規の兵士 legiti milites」⁽²⁾一般の兵士を指す語であることが判る。

言うまでもなく、パテルヌスによるインムネスの定義とウエゲティウスによるプリンキパレスの定義は、同一のことと述べているにすぎない。ともに、特定の職務に専従するためには、雜役を免除されているのがプリンキパレス、ないしインムネスだ、と定義しているだけなのである。それでいて両者は、一部重複するものの大部分は異なる多くの役職名を列挙している。これだけでは、そもそもプリンキパレスとインムネスが別個のグループであったのかさえ判断しがたい。強いて挙げるならば、プリンキパレスに含まれる役職の方が、軍団内において恒常的かつ実質的に機能するものであつたと見えることだけであるが、これも確定するものではない。またパテルヌスのインムネス定義では「雜役負担兵」への言及がないにせよ、インムネスには雜役からの免除が適用される時点で「雜役負担兵」との対置関係は書かずとも自明であるから、これさえもプリンキパレスとの差異にはならないのである。さらに言えば、パテルヌ

スとウエゲティウスのリストは、碑文史料とパピルス史料から知られている、プリンキパレスとインムネスの諸役職を網羅してさえない。例えば、プリンキパレスのなかで最もくに格が高かつた「總督付首席吏員 *cornicularius consularis*」がリストから完全に欠落している。

結局、古代の史料から明らかとなつたように、プリンキパレスとインムネスを他の一般兵士と区別するのは、第一に特定の職務への専従であり、第二にその裏返しとして雜役の免除であつた。一般兵士と百人隊長の中間に位置するとされるこのふたつのグループについて、当のローマ人たちはなにかしら「階級」的な要素をほとんどまったく意識していないに違いないことになる。

我々はこのようなローマ人の認識を、実際にプリンキパレスの一員となつた兵士本人の書簡を通じて確かめることができ。一〇七年、アラビアに駐屯する軍団兵士ユリウス・アポリナリウスが、エジプトの郷里カラニス村にいる家族宛てた書簡である。⁽³⁾

私はサラピス神に、そしてまた幸運の女神に感謝します。まわりの（兵士）みんなが丸一日石材の切り出しで疲れ果てているのに、プリンキパレスである私は、なにかしら動きまわることもないのですから。

プリンキパレスとなつたアポリナリウスの言葉の力点は、一般兵士の上官になつた、昇進したということではなく、雜役から免除されたという一点にのみあつたのである。

三 軍制におけるプリンキパレスとインムネスの位置

古代ローマ人が残した記述からは、プリンキパレスとインムネスの軍制上の位置について、ほとんどなにも判らなかつたと言つてよい。そこで我々としては、異なる視座から検討する必要がある。すでに述べたように、プリンキパレスとインムネスは百人隊長と一般兵士の中間に位置するというのが共通認識となつてゐる。したがつて、「一般兵士—プリンキパレス—インムネス—百人隊長」という「上下関係」のあり方を明らかにすることで、この必要に応えてみたい。

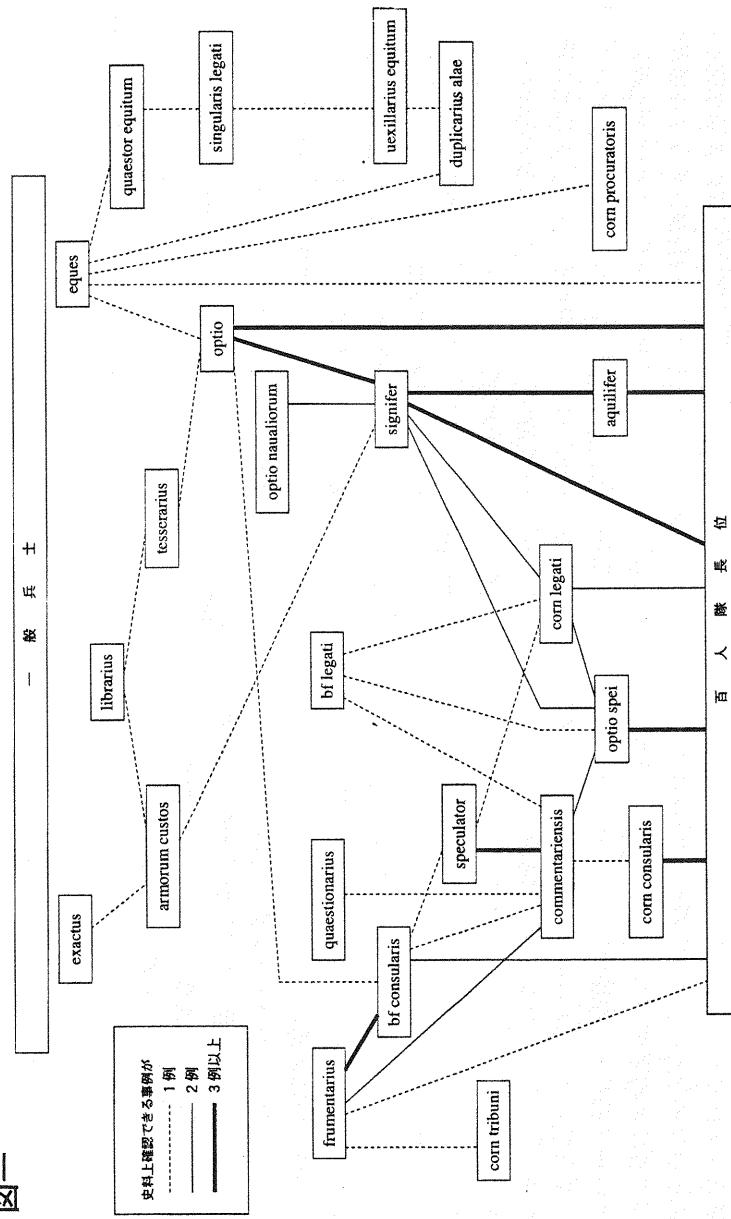
軍隊における「上下」の関係は、必ずしも單一の尺度で測られるものではない。ローマの軍制について言えば、三つの尺度がありうると考へる。第一に、兵士個人がたどる昇進階梯をもとに再構成された、ドマシェフスキが言う意味での階級序列 (Rangordnung) である。例えば、ある兵士が役職 A の後に役職 B に就いたとする。このような異動方向が他の兵士の史料にも一致して認められるならば、B は A よりも「上」の役職だと言つてることができる。この作業

を全軍レベルで網羅的に行うことで、一般兵士と百人隊長のような異なる階級間だけではなく、プリンキパレスに含まれる諸役職間の微妙な上下関係についても、おおむね明らかとなつた。今にちではブリーズによつて、少なくとも史料から判る範囲では、一般兵士から百人隊長に至る昇進階梯がほぼ解明されている（図一）。

この図からは、一般兵士から百人隊長まで、中間にインムネスやプリンキパレスの諸役職をはさんで、いくつもの枝に分かれながらも、まぎりなりに一本の線で昇進階梯が引かれていたことが判るだろう。実は、プリンキパレスとインムネスを一般兵士と百人隊長の中間に置いて「下士官」と位置づける理解は、この尺度からする分析に多くは基づいてゐる。そればかりか、ドマシェフスキの名も相まって、今にちの階級序列研究はたいていこの尺度に基づいて議論されている。注意しなければならないのは、この尺度はあくまで個人における昇進階梯の順序によるものであつて、必ずしも軍制上に占める位置関係を反映していないことである。実際にこれから別のふたつの尺度から見てゆくように、プリンキパレスとインムネスの場合、この問題が顕著に現れる。

第二の尺度として、軍隊でもつとも厳格な上下関係と言つべき、指揮系統上の位置づけについて考えてみたい。「上

元首政期のローマ軍制におけるブリニキアレスとイニムネス
(野柴)



Breeze, Organisation, cit., 268 より作成。
凡例 : bf = beneficiarius / corn = corniculus

官」と「部下」の関係はここに明瞭に現れるはずである。ところが、まず驚かされるのは、プリンキパレスないしインムネスが固有の命令権を行使した痕跡が見られないことである。⁽²²⁾ プリンキパレスとインムネスに含まれる諸役職のうち、その大半は特別に専従する職務のために戦闘部隊（百人隊）を離れてしまうから、そもそも指揮系統のラインをはずれてしまう。さらに、ローマ軍には百人隊よりも下位の細分化された行動単位が存在しなかつたのだから、百人隊長より下位の指揮官が存在し固有の命令権をふるう枠組自体が存在しなかつた。百人隊副官（*optio*）にしても、まさにウエグティウスが述べていたように、百人隊長の補佐をつとめ、いざというときにはその「代理」として指揮をとるための役職であり、百人隊の下部単位を指揮するということはなかつた。⁽²³⁾ 換言すれば、百人隊長が存在するかぎりは百人隊副官が「部下」を指揮し率いるということはなかつたのである。後二世紀の学者フェストゥスによる百人隊副官の定義は、この側面を際立たせている。

オブティオ（願望・選択）とは願望のことである。しかし、軍事においてオブティオ（百人隊副官・十人隊副官）は、十人隊長ないし百人隊長が公務をいつそう容易にならうように、自分の傍らに私事の補佐役として選び求めたものが、そう呼ばれる。

ここで「私事の補佐役 *rerum priuatarum minister*」と局限しているのはおそらく書いたるが、百人隊副官はなによりもまず、百人隊長の個人的な補佐であつたことを示唆している。

日常的な軍紀の維持という観点からも、プリンキパレスとインムネスがなんらかの「上官」的役割を果たしたとする根拠はない。とりわけ、百人隊長が部下に対して有した懲戒権は、彼らには与えられていなかつたと見るべきである。百人隊長は自らの判断と責任で部下の兵士に懲罰を科すことができ、それゆえ兵士からは恐れられ、ときに憎悪されてもいたのだが、プリンキパレスとインムネスについてそのような徵候を史料上に認ることはできない。⁽²⁴⁾ また、ウエグティウスが言及する「教練兵 *campigeni*」などは、当然訓練中は一般兵士に対する一種の命令権限を有したのだろう⁽²⁵⁾が、これはその職務に必然的に付随するのであって、百人隊長がその地位ゆえに自ずと有した懲戒権とはまったく比肩しうるものではないのである。

軍営生活上は「天幕班 *contubernia*」と呼ばれる一種の生活単位が百人隊の下部に存在していたが、これは文字通り軍営でひとつの大幕を共有する兵士のまとまりのことであつて、なんら作戦行動上の意味を有さないし、その指揮官的立場の者も存在しないのである。先に挙げたウエグティ

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス（柴野）

ウスは「伝令兵は、兵士の天幕班を通じて指令板（の内容）⁽²⁷⁾を周知させる」としているが、これには作戦行動上の意味はなく、軍營内においてすばやく情報を伝達するために、まとまつた生活単位ごとにまわされる回覧板のようなもの

を意味すると取るべきである。この状況は、いわゆる「下士官」⁽²⁸⁾が一定数の兵士集団（ユニット・班・分隊）を指揮する「上官」であるのと比べ、際立つた相違と言わねばならない。つまり、プリンキパレスとインムネスは指揮系統上、一般兵士にとって「上官」ではなかつたのである。

第三に、ローマ軍に特有の尺度として、個々の兵士が受領する俸給額がある。元首政期の軍隊では、各部隊種・各階級ごとに俸給額が厳密に設定されていた。これはハドリアヌス帝治期以後は騎士身分の各官職階梯ごとに俸給額が設定されていたのと同じで、額面の差はそのまま「格」の差を示している。軍務勤続年数による俸給額の上昇などなかつたからである。例えば、同じ一般兵士であつても俸給額は上から順に、近衛隊兵士、軍團兵士、補助軍兵士、となる。これは、それぞれの部隊種の格の差をそのまま反映しているのであって、近衛隊兵士が軍團兵士の上官であつたということを意味しない。この観点からプリンキパレスとインムネスの位置づけを見ると、次のようになる。⁽²⁹⁾

注目すべきは、一般兵士とインムネスの俸給額が同じであり、したがつて格が同じであつたということである。両者を区分するのは雑役免除特權の有無だけにすぎない。他方、プリンキパレスはこの両者よりも格が上であつたということがある。

以上、三つの尺度から検討してきたが、そこから得られた画像は、実際には先の古代の史料による曖昧な定義とよく合致することが判る。史料が曖昧であつたと、いうよりも、プリンキパレスとインムネスが軍制上に拠つて立つ位置そのものが曖昧であつたわけである。ここで要点をまとめおこう。

一、プリンキパレスとインムネスは、特定の職務への専従ゆえに雑役を免除されるというただ一点で、一般兵士とは区別された。

二、ともに指揮・命令系統上の厳密な意味において、一般兵士の「上官」を意味しなかつた。つまり、一般兵士を指揮・統括し命令を下すための「階級」ではない。

三、インムネスは一般兵士と同格であつたが、プリンキパ

一般兵士（＝雑役負担兵） 基本給
インムネス 基本給

プリンキパレス 一倍半給・二倍給・（三倍給）⁽³⁰⁾

レスは一段格上と位置づけられていた。このことは、インムネスとプリンキパレスの間がなんらかのメルクマールによって区分されていたことを意味している。

四、他方、パテルヌスとウエゲティウスがそれぞれ挙げる役職リストには一部重複があるので、両者間の区分には曖昧さないし流動性があつた。

四 いわゆる「ベネフィキアリウス」との関係

最後に、プリンキパレスとインムネスを任命する、つまりその兵士を特定の職務に専従させる責任主体について論じておく。この点については、皇帝の裁可を必要とせず、現場の将校の判断で任命がなされていたことを示す、格好の史料が存在する。先に書簡を引用したユリウス・アポリナリウスが、やはり先の書簡と同時期に出した別の書簡である⁽³¹⁾。

私が総督兼軍團長クラウディウス・セウェルスに自分を彼の書記役(*librarius consularis*)としてくれるよう頼みましたところ、彼が語ったは「(今)は認めがない。それ(好きができない)今までの間、(その後総督付書記役に昇進せん)といふ見込みつきで、そなたを軍團付書記役(*librarius legionis*)⁽³²⁾よ。

さて、すでに見たように、プリンキパレスとインムネスの本質的な定義とは、特定の職務への専従と雑役の免除であった。この雑役の免除という共通にして唯一の特質は、先にも引用した後二世紀の学者フエストゥスによる次の二文を想起させる⁽³³⁾。

ベネフィキアリウスは、恩顧によつて雑役を免除されている兵士がそう呼ばれている。反対に、雑役負担兵は、免除されずに國家の義務を果たしている(兵士)がそう称されている。

フエストゥスによれば、「恩顧 *beneficium*」によつて「雑役 *munus*」を免除される兵士は、「ベネフィキアリウス *beneficiarii*」と呼ばれていた。そして彼らは、ウエゲティウスによるプリンキパレスの定義と同様、「雑役負担兵 *munifices*」と対置されている。フエストゥスの場合、雑役負担兵が果たすべきは「国家の義務 *munus reipublicae*」とされてくるが、これはフエストゥス(なほし後代の筆記者)の概念把握が混乱した結果だらう。なぜなら、ベネフィキアリウスも兵士として国家の義務を果たしていたことは端から明白であり、ノハは *reipublicae* を省略して兵士の「雑役」という限定的な意味に取らないかぎり、理解できぬいかぬである。とはいへ、ノハの「恩顧」が具体的になにを

意味するのか、これだけでは判然としない。

元首政期の碑文史料とパピルス史料は、軍隊の現場ではベネフィキアリウスという語が、プリンキパレスに含まれる特定の役職名であったことを示している。⁽³¹⁾これは、プリンキパレスの役職リストにそれを含めるウエゲティウスの説明とも合致している。いわく「ベネフィキアリウスは、軍団副官の恩顧によつて昇進させられるので、そう呼ばれ⁽³²⁾る」とある。ここから、プリンキパレスのなかでもとくにその立場を上官の「恩顧によつて」得ている者がベネフィカリウスと呼ばれたのだ、こう見ることができるかもしれない。しかし、ことはそつ單純ではない。タキトウスや小プリニウスに見られるように、文学作品に現れるbeneficiariusといふ語は、碑文などに見られる厳密な軍隊用語と比べて、もう少し広い意味で使われているからである。

具体的に見てみよう。一〇九年、小プリニウスとトラヤ

トラヤヌス帝よりプリニウス宛て
ガウイウス・バッススは、余の命によつて編成され与えられた兵士の数では自分には不十分である旨、余に書き送つてきた。余が彼に返答したことについては、そなたにも通ずるよう、この書簡に(バッスス宛て返書の写しを)添えておくように命じた。重要なことは、事態がそれ(増員)を要求しているのか、それとも人(バッスス)がよりいつそうの権限を使いたいと望んでいるのか、ということである。我々にとつては、公共の福利のみが顧慮されるべきことであるし、可能なかぎり兵士たちが軍旗のもとを離れることがないよう、配慮されるべきなのである。⁽³³⁾

プリニウスよりトラヤヌス帝宛て
主よ、ポントウス沿岸長官ガウイウス・バッススが、ことさらにお恭しくかつ職務に忠実に私のもとを訪れ、私とともにいく日が過ぎました。私が察しましたところでは、彼は貴顕の士であり、陛下の慈愛に値する人物であります。私は彼に陛下のご命令を熟知させました。(つまり、私が指揮することを陛下がお定めになられたコホルス諸部隊から、ベネフィキアリウス一〇名、騎兵二名、百人隊長一名が(バッススに)割りあてられるべきであるということです。彼はその人数では十分ではない、その旨陛下に書簡を送るつもりである、と私に答えました。このような次第で私は、彼が増員したことを直ちに撤回すべきとは判断しなかつたのです。

このバッスがエフェソス出土の碑文に現れる。この碑文は、やはりこのときポントウス沿岸長官であったバッスに、「彼の近侍の兵士たち *praetorii eius*」八名が奉じたものである。⁽³⁹⁾ 八名の内訳は、馬丁 (*strator*) 二名、首席吏員 (*cornicularius*) 三名、百人隊副官 (*optio*) 二名、伝令兵 (*tesserarius*) 一名。先の書簡の兵士一二名（百人隊長は除く）と碑文の八名が対応していると見る研究者も多い。その対応関係とは、馬丁二名が騎兵二名に、碑文の残り六名がベネフィキアリウス一〇名のうち六名に、といふものである。⁽⁴⁰⁾ この見解はおそらく AE 1972 の編者が言い出したことであり、その後もシュペイドルやランコフといった研究者がこれを肯定している。⁽⁴¹⁾ この見解を受け容れるならば、プリニウスはプリンキパレスに含まれる諸役職を一括してベネフィキアリウスと呼んでいたということになる。

それに対しネリリクレマンは、このような完全な対応関係には慎重な姿勢を崩していない。⁽⁴²⁾ けれども、先の往復書簡の文面から、我々はこの対応関係を認めることができると思われる。第一に、トラヤヌスの返書は「可能なかぎり兵士たちが軍旗のもとを離れることがないよう」と強調しているように、ひたすらバッスのもとに勤員される兵士の数だけを気にしている。かかる状況において、プリニウスが個々の正式な役職名にこだわったとは思えない。第二

このバッスがエフェソス出土の碑文に現れる。この碑文は、やはりこのときポントウス沿岸長官であったバッスに、「彼の近侍の兵士たち *praetorii eius*」八名が奉じたものである。⁽³⁹⁾ 八名の内訳は、馬丁 (*strator*) 二名、首席吏員 (*cornicularius*) 三名、百人隊副官 (*optio*) 二名、伝令兵 (*tesserarius*) 一名。先の書簡の兵士一二名（百人隊長は除く）と碑文の八名が対応していると見る研究者も多い。その対応関係とは、馬丁二名が騎兵二名に、碑文の残り六名がベネフィキアリウス一〇名のうち六名に、といふものである。⁽⁴⁰⁾ この見解はおそらく AE 1972 の編者が言い出したことであり、その後もシュペイドルやランコフといった研究者がこれを肯定している。⁽⁴¹⁾ この見解を受け容れるならば、プリニウスはプリンキパレスに含まれる諸役職を一括してベネフィキアリウスと呼んでいたことになる。

その上、フエストウスやウエグティウスが注記している「上官の恩顧によって」という特質は、狭義の厳密な意味でのベネフィキアリウスだけではなく、そのままプリンキパレスやインムネスの全体にもあてはまり、そこから広義のベネフィキアリウスの用語法に見られる曖昧さが生じたのだと考えられる。プリンキパレスやインムネスへの任命は皇帝の裁可を必要とせず、現場の将校を責任主体として行われた。けれどもその任命は、先のアポリナリウスの書簡二通が感じさせるように、特定職務への専従と雑役免

に、バッスが示した切迫感は、彼の配下には兵士が常時いたわけではなく、欠くべからざる必要に応じて最小限度の兵士を借り受けていただらう」とを示している。しかも、トラヤヌスはわずか一三名の兵員の勤員にさえいちいち介入していたのである。ならば、碑文の八名もプリニウスが貸し出した人員の一部と考える方が自然だろう。

このような対応関係を認めるならば、碑文の側にベネフィキアリウスへの言及がないことは、プリニウスの用語法が碑文とは別の、広義で曖昧なままであったことを示している。要するにプリニウスは、上官（プリニウス自身）の命令で特定職務（バッスに同行）にあたり、それゆえ当然所属部隊での雑役は免除されるような兵士のことを、なべてベネフィキアリウスと呼んでいるのである。

すなわち、フエストウスやウエグティウスが注記してい

元首政期のローマ軍制におけるプリンキパレスとインムネス（柴野）

除特權ゆえに、任命される兵士の側には、責任主体たる上官の「恩顧」を意識させるものであったのである。

おわりに

ここまで見てきたように、プリンキパレスとインムネスは本質的に、いわゆる歴史概念としての「下士官」とは無縁な存在であった。なにより、その軍制上の位置は一般兵士にとつての「上官」を意味しなかつたからである。実際には、現場の将校レベルの任命によって、ある特定の職務に専従した兵士たちの総称であつた。それゆえ、その任命は軍制的な裏づけを伴う特定階級への「昇進」としてなされたといふよりも、任命の責任主体である上官との人的関係を強く意識させるものであった。この点でも、いわゆる「下士官」とは異なつてゐる。「下士官」の場合、責任主体は現場の将校にあると言つても、あくまでそれは手続き上の問題にすぎなかつたからである。プリンキパレスとインムネスを包含する広義の「ベネフィキアリウス」という表現は、任命される兵士の側から見たその本質を見事に言い表している。

ここから新たな問題が生じるだらう。そもそも、プリンキパレスとインムネスに含まれる諸役職は、ともにパー

ナルであり、ときにアド・ホックな性質を持つ、すぐれて雑多なものであった。それらが、このような總体として軍隊内に形成され、一定の統一性を持った集団として認識されるに至つた、その歴史的経緯はどのようなものであつたのか。なぜこのような、軍制的には曖昧ながらもまとまりあるグループを軍隊内に包含しなければならなかつたのか。ローマ軍制においてプリンキパレスおよびインムネスが抱える本質的な曖昧さは、おそらくこの歴史的経緯に端を発するのだろう。本稿では踏み込まなかつたインムネスとプリンキパレスの判りにくい区分もまた、同様だと思われる。その点については、プリンキパレスとインムネスの形成過程を論ずる別稿で、詳しく取り上げるつもりである。

註

(1) ローマ軍の階級序列に関する研究は、マシェフスキ以来の蓄積がある。なかでも、本稿が対象とする百人隊長より下位について、主要な研究は以下の通り。A. von Domaszewski, *Die Rangordnung des römischen Heeres*, (1908); 2. Aufl. von B. Dobson (1967); E. Sander, *Zur Rangordnung des römischen Heeres; die gradus ex caliga*, *Historia* 3 (1954), 87-105; G. R. Watson, *Immunitis librarius*. In *Britain and Rome: essays presented to Eric Birley on his sixtieth birthday*, (1966), 45-55; Id., *The Roman soldier*.

- (1969); D. J. Breeze, Pay grades and ranks below the centurionate. *JRS* 61 (1971), 130-35; M. Clauss, *Untersuchungen zu den principales des römischen Heeres von Augustus bis Diokletian*: cornicularii, speculatores, frumentarii. Diss. Bochum (1973); D. J. Breeze, The organisation of the career structure of the immunes and principales of the Roman army. *BfJ* 174 (1974), 245-92; Y. Le Bohec (ed.), *La hiérarchie (Rangordnung) de l'armée romaine sous le Haut-Empire: actes du Congrès de Lyon (15-18 septembre 1994)*. (1995); J. Nelis-Clement, *Les beneficiarii : militaires et administrateurs au service de l'empire* (ter s. a.C. - VIE s. p.C.). (2000). ⑩ ⑪ D. J. Breeze and B. Dobson, *Roman officers and frontiers*. Mavors Roman army researches 10 (1993) は本稿の引用する二ヶの論文を指す。⑫
- (8) Watson, *Roman soldier*, cit. 75; 'non-commissioned ranks'; Clauss, *Untersuchungen zu den principales*, cit. 1: 'Unteroffiziere'.
- (9) ハレハヤハクの範囲は、○七世紀後半の軍事組織 (*P. Mich VIII 465*) ～十一世紀の碑文 (*CIL VI 221* [= *CBF* 912]) である。→ハヤハクの方は、ハヤハクの時代から十一世紀の碑文 (*ISM V 137* [= *CIL III 6178* = *CBF* 630]) ～十一世紀の碑文 (*CIL III 7449* [= *CBF* 643]) である。
- (10) Clauss, *Untersuchungen zu den principales*, cit.; Nelis-Clement, *Les beneficiarii*, cit. ⑬ ⑭
- (11) Breeze and Dobson, *Roman officers*, cit. は前記の二ヶの論文を指す。
- (12) E. Birley, Promotions and transfers in the Roman army II: the centurionate. In Id., *The Roman army: papers 1929-1986*. Mavors Roman army researches 4 (1988), 206-220 [= *Carnuntum Jahrbuch* 1963/64]. ⑮ 一書は「軍固百人隊長の地位」について第一に論頭に置くべきだ、彼は本質的に將校であつて、ト士官ではない。ところが、強調する (p. 206f)。元首政期の百人隊長位

レヘシトセ、編成の上への影響やその影響。

(13) 遷書 CIL III 3256; 10589; 14347⁵; V 6785 [= CBF

896]; 7884; VI 3360; XIII 5623; 6968; 7077; 8619; 8670;

1118 [= CBF 35].

(14) Tarruntenus Paternus, *Dig.* L 6, 7: Quibusdam aliquam uacationem munerum grauiorum condicio tribuit, ut sunt mensores, optio ualeudinarii, medici, capsari, et artifices et qui fossam faciunt, ueterinarii, architectus, gubernatores, naupegi, ballistrarii, specularii, fabri, sagittarii, aerarii, bucularum structores, carpentarii, scandalarii, gladiatores, aquilices, tubarii, cornuarii, arcuarii, plumbarii, ferrarii, lapidarii, et hi qui calcem coeunt, et qui siluam infidunt, qui carbonem caedunt ac torrent. In eodem numero haberit solent lani, uenatores, uictimarii, et optio fabricae, et qui aegris praesto sunt, librarii quoque qui docere possint, et horreorum librarii, et librarii depositorum, et librarii caducorum, et adiutores corniculariorum, et stratores, et poliones, et custodes armorum, et praeco, et bucinator. Hi igitur omnes inter immunes habentur.

(15) Cf. Paulus, *Dig.* L 16, 18.

(16) Vegetius, *Epitoma rei militaris* II 7: Nomina et gradus principiorum legionis.

Antiqua ordinatione legionis exposita, principalium militum et, ut proprio uerbo utar, principiorum nomina ac dignitates secundum praesentes matriculas

indicabo.

Tribunus major per epistolam sacram imperatoris

iudicio destinatur. Minor tribunus peruenit ex labore.

Tribunus autem uocatur ex tribu, quia praest

militibus, quos ex tribu primus Romulus legit.

Ordinarii dicuntur qui in proelio[quia primi sunt,]

ordines ducunt. Augustales appellantur qui ab

Augusto ordinariis iuncti sunt. Flaviales item,

tamquam secundi Augustales, a diuo Vespasiano

sunt legionibus additi.

Aquiliferi qui aquilam portant. Imaginarii qui

imperatoris imagines ferunt. Optiones ab adoptando

appellati, quod antecedentibus aegritudine praepediti

hi tamquam adoptati eorum atque uicarii solent

uniuersa curare. Signiferi qui signa portant, quos

nunc draconarios uocant. Tesserarii qui tesseram per

contubernia militum nuntiant; tessera autem dicitur

praeceptum ducis, quo uel ad aliquod opus uel ad

bellum mouetur exercitus. Campigeni, hoc est

antesignani, ideo sic nominati, quia eorum opera

atque uirtute exerciti genus crescit in campo.

Metatores qui praecedentes locum eligunt castris.

Beneficiarii ab eo appellati, quod promouentur

beneficio tribunorum. Librarii ab eo, quod in libros

referunt rationes ad milites pertinentes. Tubicines

cornicines et bucinatores qui tuba uel aere curuo uel

bucina committere proelium solent. Armature

duplares qui binas consecuntur annonas, simplares qui singulas. Mensores qui in castis ad podismum

demetiuntur loca, in quibus tentoria milites figant, uel hospitia in ciuitatibus praestant. Torquati duplares, torquati simplares; torque aureus solidus uirtutis praemium fuit, quem qui meruissest praeter laudem interdum duplas consequebatur annonas. Duplares, sesquiplares; duplares duas, sesquiplares unam semis consequebantur annona. Candidati duplares, candidati simplares.

Hi sunt milites principales, qui priuilegiis munientur. Reliqui munifices appellantur, quia munera facere coguntur.

(1) N. P. Milner, *Vegetius: Epitome of military science*. 2nd edn. (1996), 36f. n. 3. リンゴ畠サトノウタケヒツノミツクヘリタツトスベシ。アミアンス「軍校」の體裁ド田ソムルテラス。アミアンス Marcellinus XV 5, 16: cum principiorum uerticibus; XXII 3, 2: praesentibus Iouianorum Herculianorumque principiis et tribunis; XXXV 5, 1: collecti duces exercitus aduocatisque legionum principiis et turmarum super creando principe consultabant; XXVIII 6, 17: numerorum principiis.
(2) Vegetius II 19: Fascicularia tamen, id est lignum foenum aquam stramen, etiam legitimi milites in castra portalant. Munifices enim ab eo appellantur, quod haec munera faciunt.

(3) 畠サトノウタケヒツノミツクヘリタツトスベシ。アミアンス「軍校」の體裁ド田ソムルテラス。

次の語彙を以てせ'Domaszewski, *Rangordnung*, cit. を参照。

(20) *P.Mich VIII 465, II. 13:17: eukharisi[tō de]tā Sarapidi kai[Agathēi] Tykhēi hoti pān [tōn ko] p̄iontōn hōlēn [ten hēm] evan koptontōn lihous ego hōs prink[i] patis diakino mehen poiōn.*

(21) 詩注 (2) 参照。

(22) B. Isaac, *Hierarchy and command-structure in the Roman army*. In Le Bohec(ed.), *La hiérarchie*, cit. 23-31, 30. ルビニアス Sander, *Zur Rangordnung*, cit. 90f. タラハヤベノベリムカレヒトサ。敵はナミガヤウ命令権を保持する「上級 Vorgesetzte」である。たゞこの命権が何であるかがカハガルタバヘニ特徴的な *principales* と *principia* の範囲を辨別せよ。 *principia* は「上級」であるだけの半ば譲渡しへの地位である。詩注 (17) 参照。

(23) Vegetius II 7: Optiones ab adoptando appellati, quo antecedentibus aegritudine praepeditis hi tanquam adoptati eorum atque uicarii solent uniuersa curare. 「田へ医師にはいたるが、上級の傷病を手ねぐやめ」 ふるやうではいたるが、上級の傷病を手ねぐやめ。彼のが、あたかも医師やいたる上級代職者であるが、全体を統括する職員したるが如き。」
(24) Sex. Pompeius Festus, *De significazione uerborum* 201(I84M): Optio est optatio, sed in re militari optio appellatur is, quem decurio aut centurio optat sibi rerum priuatarum ministrum, quo facilius obeat

publica officia.

(25) タキトウス〔『年代記』第一巻一六章以下、三一章以下〕が伝えている、ティベリウス帝治期にパンノニアとゲルマニアで起きた軍団叛乱の様相は、百人隊長が部下に対して有した絶大な権限とそれに対する部下の怒りとを、非常に鮮明に描き出したところ。その後の史料にも、アリンキペレベムイナネスについてのような描写を見られない。

(26) Vegetius II 7: Campigeni, hoc est antesignani, ideo

sic nominati, quia eorum opera atque uirtute exerciti genus crescit in campo. 「教練兵すなわち軍旗前衛兵は、彼の働きと熟練によりて教練における訓練の様がが高められるがゆえに、その呼ばれ。」

(27) Vegetius II 7: Tesserarii qui tesseram per contubernia militum nuntiant.

(28) 元首政期後半になると、軍団の枠組が徐々に溶解し、分遣隊(uexillatio)の活用が主流となつてくる。それに伴い少数の兵士集団の独立的な運用が増えてゆくが、その指揮は百人隊長に委ねられる。M. P. Speidel, *Principes as a title for ad hoc commanders*, *Britannia* 12 (1981), 7-13, 13

は「アランザベヌムの分遣隊指揮官(princeps uexillationis)として指揮權が委ねられただらうと推測してゐるが、あるいはその根拠はなしむない」。

(29) Breeze, Pay grades, *cit.* による。具体的な額面は部隊種別によって基本額が異なるので変動するが、倍率自体は全軍に適用される。

(30) 「三倍給兵 triplicarius」の存在は、マシコフスキによつて想定されたが、碑文・文献の史料が一例も存在せず、

Breeze, Pay grades, *cit.* はその存在を否定している。その後、AE 1976, 495 によって初めて史料上に確認された。しかし、「1倍半給兵」と「1倍給兵」は先のウェゲティウスの「文のほか碑文史料中にも繰り返し言及されているのに、「1倍給兵」の言及が同碑文以外には一切見られないことから、triplicarius などマシコフスキの言ふ「1倍の俸給額を受領すべく」である意味に取れることがわかる。

疑問点多く。

(31) P.Mich VIII 466, II 25-30: [*kai erō] tēsantos mou Klauđion S[enac]tān ton hypatikōn heina me librariou heautou poiēsei, eipontos de [a]utou hoti topos ou skholaz [i], en tosoutōi de librariou se legēonos poiēso eph' ephidōn.*

(32) Sex. Pompeius Festus, *De significatione uerborum 301(33M)*: Beneficiari dicebantur milites, qui uocabant numeris beneficio; et contrario munifices uocabantur,

qui non uocabant, sed munus reipublicae faciebant.

(33) ローマ法上、「國家のたる不在 rei publicae causa abesse」について認める事由には、此役が命ぜられていない(Scaeula, *Dig.* IV 6, 45)。やれども、兵士には「兵士の原状回復 in integrum restitutio militum」という特別救済が認められていた。原田慶吉・境野剛「羅馬法に於ける兵士の私法的地位」『法學協會雑誌』五九卷(一九四一年)六六〇一〇一頁、九九頁以下。勅法のなかにも、兵役中に自己の財産が時効取得されたり、担保権を実行されたりして売却されたりした際に、の保護を賦与して取得時効もしくは売却取り消しを認めてくる事例が含まれている(Cod. Inst. II 50: De

restitutione militum et eorum qui rei publicae causa

afluerunt). Cf. *Editum perpetuum* 44 (FIRA² I p. 346f).

(34) 遠々ぞ。CIL IX 5809 [= CBF 874] ドラ principalis beneficiarius トスハ根器の職員也。セド、CIL VI 220 [= CBF 915]; VI 221 [= CBF 912] ドラ 稲作の共同耕 直和 聞く principales トスハ beneficiarii トスハ根器の beneficiarii トスハ根器の

也。

(35) Vegetius II 7: Beneficiarii ab eo appellati, quod

promouentur beneficio tribunorum.

(36) A. H. M. Jones, Roman civil service (clerical and sub-clerical grades), *JRS* 39 (1949), 38-55, n. 59 セド

長官の下で官事を行なう。

(37) Plinius, *Epistulae* X 21:22:

C. Plinius Traiano Imperatori.

Gaius Bassus praefectus orae Ponticae et
reuerentissime et officiosissime, domine, uenit ad me
et compluribus diebus fuit mecum, quantum
perspicere potui, uir egregius et indulgentia tua
dignus. Cui ego notum feci praecepisse te ut ex
cohortibus, quibus me praeceperis te ut ex
esse beneficiarii decem, equitibus duobus
centurione uno. Respondit non sufficere sibi hunc
numerum, idque se scripturum tibi. Hoc in causa fuit,
quominus statim reuocandos putarem, quos habet
supra numerum.

Traianus Plinio.

Et mihi scripsit Gaius Bassus non sufficere sibi eum

忠実 (第六五卷 1 叶)

militum numerum, qui ut daretur illi, mandatis meis

complexus sum. Cui quae rescripsissem, ut notum

haberes, his litteris subici iussi. Multum interest, res

poscat an hoc nomine eis uti latius uelit. Nobis autem

utilitas demum spectanda est, et quantum fieri

potest, curandum ne milites a signis absint.

(38) *I.Ephesos* III 680 [= AE 1972, 573 = D. Knibbe, *JÖAI* 49, Beibl. 15-19, Nr. 2]. Cf. H. Devijver, *Prosopographia militiarum equestrium* G8 (IV/V).

(39) M. P. Speidel, *Guards of the Roman armies: an essay on the singulares of the provinces* (1978), 5, n. 12; N. B. Rankov, Die Beneficiarier in den literarischen und papyrologischen Texten. In *Der römische Weibebezirk von Osterburken. II Kolloquium 1990* (1994), 219-232, 220. ナメル、羅文の editio princeps セドシテナムハツタリハツタリ。

(40) Nelis-Clement, *Les beneficiarii, cit.* 70.

(東北大学院文部研究科博士後期課程)

Principales and *Immunes* in the Roman military system

by SHIBANO, Hiroki

Principales and *immunes*, ranked below the centurionate in the military system under the Principate, have been recognized as "non-commissioned officer (NCO)." But ancient sources (Tarruntenus Paternus, *Dig.* L 6, 7; Vegetius, *Epitoma rei militaris* II 7) define them as soldiers who are released from fatigue duties so that they can be devoted to other special functions.

The author examines the position of *principales* and *immunes* in the *Rangordnung* according to the following three criteria, i. e. (1) career structure, (2) command structure, and (3) pay grades, and thus reveals them not to be "NCO," ranked between private soldier and centurion, but to be soldiers who are released from fatigue duties so that they can be devoted to other special functions, just as Paternus and Vegetius defined.

The expression of "*beneficiarii*" in the broad sense, comprehending *principales* and *immunes*, shows that the soldiers appointed to be *principales* or *immunes* felt an obligation to the field officers as persons with appointive power.